

補助事業評価シート

番号	12	章	施策6 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開
----	----	---	--------------------------

補助事業名	心身障害者小規模通所施設事業運営助成	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区心身障害者小規模通所施設事業補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	10,582,800 円 10/10	補助対象団体(者)	(社福)新宿あした会		
補助することで達成しようとしている区の目的	旧来の小規模通所授産事業所補助金は廃止予定であるため、障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者への移行を促進することにより、知的障害者の日中活動の場を安定して確保します。また、国基準を上回る職員配置を行うことで、重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	重度障害者対応を促進するとともに、小規模の旧法作業所の法内施設化促進により利用者支援充実及び安定運営に資することを目的とします。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 所要額調書、事業所別事業計画書(配置職員名簿、利用者名簿含む)、法人収支予算書、賃貸借契約書写し、指定障害福祉サービス事業者指定通知書写し	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告内訳書、事業所別実績報告書(配置職員名簿、利用者名簿含む)、事業所別収支決算見込書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・支援員の法定配置基準を上回った配置をしているか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・支援員が法定配置基準を上回った配置ができているか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・利用者の毎月の工賃支給状況確認 ・障害福祉サービス給付費等の請求事務ができているか ・的確な支出がなされているか		
今後の課題	小規模事業所は、法定人員配置基準だけでは、重度障害者対応や、就労支援等のサービスは十分提供できないのが現状です。また、当該事業所のような就労支援系事業所については、新たな授産品目の開発や販路拡大等の工賃増額をめざす工夫や企業就労に結びつける支援を実施するために、就労支援スキルをはじめとする様々なノウハウを持った人的配置が必要です。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、利用者に支障をきたすことなく法内化移行でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたことです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は障害福祉サービスを利用者へ提供します。</p> <p>目標の設定 目標設定は法定基準以上の職員配置することで、利用者支援の充実としてきめ細かなサービス提供を図るという利用者ニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性 賃貸料の助成については、新宿区という地域性から高額であるため、一定程度の助成は必要です。今後、区の空き施設を活用した運営も検討していく必要があります。</p> <p>目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、事業所の安定的運営が図られ、利用者へのサービス低下を避けることができました。</p>				
今後の改革方針	上記「今後の課題」にあるように、利用者支援の充実を図っていく必要があるため、今後もこの補助を継続します。				